（地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部改正）

第三条　地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十四年総務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表二の項（一）中「第三十六条」を「第二十一条」に改める。

○文部科学省令第九号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十七日　　文部科学大臣　下村　博文

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同項に規定する」を削り、「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「自己啓発等休業者」という。）」の下に「及び同法二十六条の六第一項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者同行休業者」という。）」を加える。

第三条第一項中「、栄養教諭」を「及び栄養教諭」に、「及び自己啓発等休業者」を「、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者」に、「及び学校栄養職員」を「並びに学校栄養職員」に改める。

第四条中「及び自己啓発等休業者」を「、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者」に改める。

第五条第一項中「及び自己啓発等休業者」を「、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者」に改める。

別表第一から別表第十一までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	378,700
18年以上19年未満	386,000
19年以上20年未満	393,000
20年以上21年未満	399,000
21年以上22年未満	405,000
22年以上23年未満	410,000
23年以上24年未満	415,600
24年以上25年未満	421,200
25年以上26年未満	426,000
26年以上27年未満	431,100
27年以上28年未満	436,500
28年以上29年未満	442,100
29年以上30年未満	451,200
30年以上31年未満	454,900
31年以上33年未満	459,800
33年以上	452,900

別表第二（第二条第二号関係）

経験年数	月額
	円
8年未満	274,500
8年以上9年未満	286,800
9年以上10年未満	296,800
10年以上11年未満	309,300
11年以上12年未満	320,200
12年以上13年未満	332,300
13年以上14年未満	341,200
14年以上15年未満	349,400
15年以上16年未満	358,200
16年以上17年未満	365,800
17年以上18年未満	372,800
18年以上19年未満	379,600
19年以上20年未満	386,000
20年以上21年未満	391,400
21年以上22年未満	396,700
22年以上23年未満	401,100
23年以上24年未満	406,500
24年以上25年未満	410,700
25年以上26年未満	415,900
26年以上27年未満	420,400
27年以上28年未満	424,500
28年以上29年未満	428,100
29年以上30年未満	430,900
30年以上31年未満	437,200
31年以上32年未満	438,900
32年以上	442,700

別表第三（第二条第三号並びに第三条第一項第一号及び第二項関係）

経験年数	月額
	円
8年未満	259,700
8年以上9年未満	271,200
9年以上10年未満	280,700
10年以上11年未満	292,600
11年以上12年未満	303,400